

『ちびくろ・さんぼ』の差別性をめぐって（『信州大学教育学部紀要』第92号93-100掲載）

信州大学教育学部 守 一雄

0 . はじめに

絵本『ちびくろ・さんぼ』は、黒人に対する差別本であるという理由で1988-1989年に日本語版のすべてが突然に絶版となってしまった。[この経緯については、子どもの本の明日を考える会(1990)、径書房(1990)、日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会関東地区小委員会(1990)、杉尾・棚橋(1990)などが詳しい。]

この絵本には原作("The Story of Little Black Sambo")があり、原作者はイギリス(スコットランド)人のヘレン・バナマン(Helen Bannerman:1862-1946)である。ヘレン・バナマンは夫に同行してインドに滞在していた際に、この絵本を自分の子どもたちのために書いたと言われている(ヘイ、1993)。

日本では、光吉夏弥訳の岩波書店版が1953年に出版され、長い間「標準」とされてきた。しかし、この岩波書店版はヘレン・バナマンの原作に基づいているわけではなく、1927年にアメリカで出版されたマクミラン社版に基づいている。挿絵もフランク・ドビアス(Frank Dobias)によるものである。[なお、アメリカでも『ちびくろ・さんぼ』は日本同様に書店から姿を消している。しかし、いまだに年間2万部が出版社から出されているという。Luscombe(1996)]

『ちびくろ・さんぼ』のどこが差別的であるかは、東郷(1990)らによれば、以下の3点にまとめられる。西欧社会において歴史的に黒人への蔑称である「サンボ」が使われている。イラストにステレオタイプ化された黒人像が用いられている。ストーリーが黒人を野蛮人として描いている。

本稿では、言葉の問題である を中心に、1 . 何をもって差別表現とするか、2 . 『ちびくろ・さんぼ』は本当に差別表現を含むものなのか、3 . 絶版にしたことは適切であったか、について論じることとする。そして、最後に、差別表現を修正した上で、再びこの絵本を子どもたちに与えることを提案する。

1 . 何が「差別表現」であるかについての基準

『ちびくろ・さんぼ』が差別的であるかどうかを判断するためには、何をもって「差別的」とするかの基準が明らかにされねばならない。ここでは、杉尾・棚橋(1992)にしたがいつつ、以下の3点の基準を考える。

(1) 使用者の意図の基準：差別表現か否かは、そのことばを使った人の意図が決定的要因であ

る。

これは、杉尾・棚橋(1992)でも5つの基本的視点のうちの第一に挙げられている。筆者もこの基準が最も根本的で決定的であると考ええる。

しかし、これだけを基準とするだけでは不十分である場合も存在する。上記の第一の基準が、話者(書き手)の意図だけに基づくものであるのに対し、(2)聴者(読み手)側の視点からの基準と、(3)第三者の側からの基準が考えられるからである。

さらには、(1)の拡大解釈として、話者の「無意識の意図」が問題にされる場合がある。しかし、「無意識」を取り上げるとはいたずらに議論を複雑にするだけであり、検証も難しいので、ここでは「無意識の差別」は考えず、代わりに(2)または(3)において論じることとする。というのも、「差別的である」ということが問題になる以上は、少なくとも話者が聴者がそれ以外の第三者かのいずれかは「差別的」であることを意識しなければならないからである。話者が無意識に差別表現を使ったとされるケースは、話者は無意識に使ったが、(2)聴者には「差別的」に聞こえたか、(3)第三者には「差別的」に感じられたかのどちらか(または(2)(3)の両方)として取り扱うことができる。

(2)被差別感の基準：話者に差別の意図がなくても、聴者が「差別された」と感じることもある。

話者の意図はことばに変換され発せられる。話者の意図は、話者の発したことばを聴者が「話者の意図と思われるもの」に再変換することによって伝えられる。この変換・再変換が完璧に行われる限り問題は生じないはずであるが、変換・再変換は完璧には行われえない。そこで、「誤解に基づく差別的表現」の問題が生じてくる。

聴者による誤解にまで話者が責任を持つべきかどうかは議論が分かれるところかも知れないが、誤解を生じやすいと思われる表現は避ける方が賢明である。また、仮に誤解が生じた際にも、聴者がすぐに話者の意図を質せるような親しい間柄から、そうしたことがなされにくい公式の演説場面まで、多くの状況が考えられる。後者に近い場合ほど、誤解に対する話者側の責任が大きくなると考えるべきである。

「差別」があったかどうかを、差別したとされる側の意図ではなく、差別されたと感じる側の視点から判断するというこうした考え方は、強者中心になりがちな社会で弱者の立場を基準にしようとするものである。いじめやセクハラなどでも、同じ考え方が基準にされている。いじめたつもりはなくてもいじめられた方が「いじめられた」と感じているとすれば、やはり「いじめ」であると考えられるべきである。

(3)社会的基準：a-話者に差別の意図がなく、聴者も差別を感じない場合でも、第三者には「話者が聴者を差別している」と感じられる場合がある。

b-また、話者に差別の意図がなくても、聴者には「話者が第三者を差別している」と感じられる場合がある。

c-さらには、話者に差別の意図がなく、聴者も差別を感じないが、第三者には「話者が第三者を差別している」と感じられる場合がある。

上記(1)(2)の基準では、差別の問題に差別する側とされる側だけが関わっていた。しかし、差別表現には第三者が関わる場合もある。第三者の関わり方が、差別される対象として関わる場合と差別を感じる主体として関わる場合があるため、(3)の基準はさらに3つに分けられる。(2)の基準を含めて表に示した方がわかりやすいであろう。

話者に差別の意図がなくても「差別」があるとされる4つの場合

=====			
差別を感じる主体			
聴者 第三者			

差別される対象	聴者	(2)	(3a)
	第三者	(3b)	(3c)

この第3の基準の特徴は、差別される対象と差別を感じる主体とが分離していることである。「ある人が他の人を差別する表現を使ったとしても、第三者には関係がないではないか」というとそうでもない。まず第1に、差別表現の第三者による摘発の視点を用意しておくことは、差別される側が一般に弱者であることを考えると特に重要である。差別されている側からは差別を感じていることを主張できない場合が多いからである。

第2に、聴者と第三者との厳密な区別が難しい状況もある。たとえば、先祖や親戚、あるいは親友が差別されていると感じる場合、聴者には関係ないとは言えないだろう。

第3に、差別表現を使う人の持っている差別心が、そうした言葉の使用を通して第三者にも植え付けられる可能性がある。差別されている対象が聴者にとってまったく無関係な人であったとしても、これは問題視されるべきである。特に、言葉の習得期にある子どもに対する影響が心配されることになる。[差別する側の心が伝染するのならば、差別される側の心の痛みも伝わる可能性があるはずである。しかし、難点ばかりが指摘され、後者のような観点はあまり論じられることがない。]

不特定多数を聴者とする放送や不特定多数を読者とする本などの場合には、以上3つの理由のすべてが関わるため、この第三者を含めた差別の基準が特に重要となる。

2. 『ちびくろ・さんぼ』は差別本であったか？

(1) 原書の場合

上記の3つの基準にあてはめると、「差別的である」と言わざるをえないであろう。

まず(1)の「使用者の意図の基準」についてであるが、これは著者バナマンが既に故人であり、確かめようがない。当時のバナマンの日記やその他の評伝を通して推測を試みることはできるかも知れない[バナマンの評伝や当時の大英帝国と植民地との関連などを基に推測を試みた例に難波・今井(1995)がある。彼らの結論は、「差別的であったはずだ」というものである。]が、それは結局(2)(3)の視点からの吟味に置き換えられるであろう。

それでは(2)(3)の基準ではこの絵本は「差別的」だろうか。これは現にこの本を「差別的だ」と感じる人々が存在し、問題になった以上、論ずるまでもないことである。

ここで(2)(3)の基準がどうであれ、(1)の基準こそが決定的であるからとして、あくまでも『ちびくろ・さんぼ』の差別性を否定することも可能である。しかし、この絵本がバナマンとその子どもたちのものだけでなく、公刊された絵本というものである以上、少なくとも(3)の「社会的基準」を考慮しないわけにはいかないだろう。

(2) 日本語版の場合

日本語版においては、長い間、(1)(2)(3)のすべての基準において「差別的」であることがほとんど意識されてこなかった。話者である著者に近い立場として、訳者・出版社あるいは、子どもにこの本を買ってやったり読んでやったりする親や幼稚園の教諭などを考えてみよう。これらの人々うち(1)の「使用者の意図の基準」で「差別心」を持ってこの本を訳したり、出版したり、子どもに与えたりした者がいたとは考えられない。

また、(2)の「被差別感の基準」においても、日本におけるこの本の読者のほとんどが黒人ではないという事実を考えると、この本によって直接に「差別された」と感じていた読者はきわめてまれであったと思われる。しかし、わずかとはいえ黒人や黒人ハーフの子どもたちが日本にも暮らしており、そうした子どもたちが人知れず差別を感じていた可能性はある。そうした子どもたちは、きわめて少数であるにちがいない。が、少数であるがゆえに、そうした子どもたちの声は一般の人々にほとんど気づかれることがなかったのである。

最後の(3)の「社会的基準」においても、一般の日本人はこの本によって「第三者が差別されている」とは考えもしなかったであろう。[つまり、基準(3b)が成立していなかった。]ところが、「日本で出版されている『ちびくろ・さんぼ』がアメリカなどの外国で問題視されること」[基準(3c)に相当]が明らかとなって、多くの日本人は驚いたのである。

つまり、この(3)の「社会的基準」を「国際化社会における基準」と考えれば、日本語版の場合にも「差別的」であることは明らかなのである。「一般の日本人にはこの本に差別的な部分はまったく感じられない」という主張がなされることが多かったが、その主張は国際社会では通用しないのである。

また、日本にも黒人の子どもの読者がいることを考えれば、その読者が差別されているかもしれない[基準(3a)に相当]ことにも気づくべきである。「日本人社会 = 黄色人種だけの社会」と無条件にみなすことは間違いである。日本社会も、短期の滞在者である旅行者も含めて、いろいろ

るな人種・民族・国籍の人々が共存する社会であるという認識が必要である。

ところで、(3)の「社会的基準」のうち基準(3b)あるいは(1)の「使用者の意図の基準」は本当に成立しないのだろうか？ 日本社会が黒人やアジア人に対して差別的であることは多くの人々が指摘している通りである[たとえば、ラッセル(1991)や栖原(1996)]。「この本に差別を感じない」ことは、日本人すべてが普通に持っている意識そのものが差別的であるために、差別が意識されないだけなのかもしれない。

(3) 結論

原書も日本語版も(2)(3)の基準に照らして、「差別的」であると言わざるをえない。少なくとも、その疑いがあることは否定できない。日米の出版社が相次いでこの本を絶版にしたのも結局はこうした判断があったからであろう。

3. 『ちびくろ・さんぼ』は絶版にすべきであったか？

『ちびくろ・さんぼ』に差別表現が含まれていることが確かだとしても、それをもってすぐに絶版にすべきだということにはならない。以下では、差別表現を含む出版物に対する取り扱いについての筆者の考えを述べる。

(1) 差別表現を含む本の分類とその措置

「差別表現を含む本」には、1.の3つの基準により次の3種類があることになる。

著者が差別的意図で書いたもの

著者には差別的意図がなかったが、読者には感じられるもの

著者にも想定された読者にも差別が意識されないが、第三者の観点からは差別的であるとされるもの

の出版物は「表現の自由」の問題が絡むとはいえ、基本的に出版物として好ましくないことは間違いないであろう。ただし、「差別的意図で書いた」という部分を「意識的に差別を取り上げた」という意味に取るならば、「差別問題を教育するため」の本が含まれることにも注意が必要である。つまり、意図的に差別表現を用いた本の中には、「差別心を伝染させる悪い本」と「差別について教える良い本」とがある。前者に適切な解説をつけ加えることにより後者として使えるようになる場合もある。逆に、「差別について教える良い本」と思われるものも使い方を誤ると悪書になりかねない。

のタイプの出版物に対する処置には、出版を認めるか絶版にするかの「全か無か」の選択しかありえない。これに対し、のタイプの出版物の場合には、「問題となる箇所を適切な表現に改める」という第3の解決法がある。「差別」がその出版物のもともとの意図ではないのであるから、「差別的」であるとされる部分を修正しても、本質的なところが変化してしまうことは

ない。[言い替えれば、もし何らかの「修正」によって、出版物の本質的な部分に影響が及ぶとすれば、 のタイプの出版物であったということになる。]

現実には、「差別表現を含む本」として問題になることが多いのは、 のものである。そこで、こうした「修正」は出版物が作られる過程のさまざまな段階でなされているものである。[放送用語における「言い替え」など、あまりに安易に言い替えを進めることも「語彙の貧困化を招く」「差別表現をなくすのではなく、差別そのものをなくすべきである」などの批判があるが、ここではこれ以上議論を進めない。詳しい論争は、週刊文春編(1994)などを参照されたい。]

(2) 『ちびくろ・さんぼ』の場合

以上をまとめると、「絶版にすべきかどうか」を論じるべきであるのは、 のタイプの出版物だけであって、 のタイプの場合は、「絶版」という措置は適切ではない。さらに、 のタイプの出版物であっても、十分な議論が必要であることは間違いない。差別に関する議論は、「差別について考える良い機会となる」からである。こうした観点に立つと、『ちびくろ・さんぼ』が大した議論もなされないまま、「絶版」にされてしまったことは、二重に間違いを重ねたことになる。『ちびくろ・さんぼ』は のタイプの本であった可能性が高く、「絶版」よりも「修正」を考えるべきであった。また、仮に のタイプと判定された場合でも、もっと議論をすべきであった。

4 . 改作の提案

(1) 『チビクロさんぼ』の提案

守(1991)は、『ちびくろ・さんぼ』の差別的とされる部分を修正して、できるだけ原作に忠実にしたいながら、物語を書き換えたものを提案した。修正のポイントは次の2つである。 まず、長い間黒人に対する蔑称であったとされる主人公名の「サンボ」を別の名前(「チビクロ」)に変える。 主人公を黒人から別のもの(黒い犬)に変える。

こうした修正を行う際に、「原作をできるだけ変えない」という大前提がある。そこで、 の修正では、主人公名の「ちびくろさんぼ」が一部を省略しただけの「チビクロ」となっている。 [これに伴って、主人公の両親の名前も修正されている。] の主人公そのものに対する修正方法はいろいろなものが考えられるであろう。たとえば、白人の子どもにするというのもその一つである。しかし、守(1991)では主人公名の原作との連続性を重視して、小さな黒い犬が主人公となっている。ちなみに、絵本では動物が主人公となっている話は多く、この話でも擬人化されたトラが登場してくる。なお、原話が主人公のジャングル内の散歩にまつわるものであることから、タイトルに「サンボ」と語感の良く似た「さんぼ(散歩)」をあてて、タイトルそのものも原作との連続性を確保することが試みられている。

実は、『ちびくろ・さんぼ』の差別的部分を修正して再び出版するという先駆的な試みは1989

年にすでに行われていた(径書房編,1990)。山本まつよ『ブラック・サンボくん』(子ども文庫の会)である。しかし、山本はイラストや表現を改めることによって差別的な要素を取り除こうとしたが、批判が最も集中していた「サンボ」という主人公名を変更しなかったため、この試みは広く受け入れられないままに終わった。[前述のように、岩波書店版に代表される日本版の『ちびくろ・さんぼ』は、ヘレン・バナマンの原作を忠実に翻訳したものではなく、アメリカ版をもとに各社が作り直したものであった。アメリカ版では、原作におけるインドの少年がアメリカ黒人風に描かれることが多く、このことが人種差別的であること以上に問題にもなっていた(灘本,1990)。そこで、『ブラック・サンボくん』では何よりも原作に忠実であることが原則とされ、主人公をインドの少年風にはしているものの、主人公名の修正には踏み込めなかったのだと思われる。]

(2) 原作との面白さの比較実験

原作を修正することによって「差別的」とされる部分を排除できたとしても、原作の面白さを損なうことになってしまえば意味がない。そこで、守(1994)では、日本版の『ちびくろ・さんぼ』の中で、最も広く親しまれてきた岩波書店版をもとにして、黒人主人公の原作『ちびくろ・さんぼ』と犬が主人公の『チビクロさんぼ』とを幼稚園児に見せて、どちらが面白いかを心理学的実験により検証した。

基本的に同じ話である2つの話を幼稚園児に比較させることには無理があるため、それぞれの話を第3の話(中川季枝子(文)・大村百合子(絵)『ぐりとぐら』福音館書店)と比較させるという手続きが用いられた。もし、原作が『ぐりとぐら』より面白いとする幼稚園児が多数いる一方で、改作は『ぐりとぐら』より面白くないということになれば、修正は失敗だったことになる。実験の結果、原作も改作もどちらも『ぐりとぐら』と拮抗する面白さであることが判明した。[厳密には、改作の方が面白いとする割合がわずかながら上回った。]

(3) アメリカでも改作が出版された

最近、アメリカでも『ちびくろ・さんぼ』の改作が相次いで2冊出版された。マルセリーノ(Marcellino, F.,1996)による『小さなバベージの話』は、基本的に守(1991)と同じ考え方で差別の問題を解決しようとしている。マルセリーノは、主人公名のサンボをバベージに変えるとともに、本来インドの少年であった主人公が黒人として描かれることが多かったアメリカ版を修正して、インドの少年として描いている。「バベージ」という名前も本来のインドのものであり、両親の服装や街の様子もインド風に描かれている。

レスター(文)とピンクニー(絵)(Lester, J., & Pinkney, J.,1996)による『サムとトラたち』ではもっと思い切った改良が加えられた。自らもアメリカ黒人である著者らは、この話を黒人の物語としたままで、むしろ徹底的にアメリカ黒人的に「改良」する道を選んだ。レスターによる文章は、アメリカ南部の黒人の語りを取り入れたもので、ピンクニーによる絵もアメリカ黒人を写實的に描いたものである。ただし、この話の設定をアメリカ南部にしてしまうと虎が出てくる

こととのつじつまがあわない。そこで、著者らは物語の設定そのものは架空の土地に変えることにした。この架空の土地サム・サム・サ・マラでは、人間と動物とが一緒に暮らしていて、「人間の名前はみんなサムなのである！」。

この絵本のあとがきの中で、作者の一人レスターは次のように述べている。「『ちびくろ・さんぼ』を子どもは大好きだけれど、その結果、差別心が植え付けられてしまう危険性がある、と言われてきた。しかし、そんなことはないと思う。多くの黒人は、私自身も含めて、この本を捨て去ることで差別の問題を解決しようとしてきた。でも、7歳の頃に読んだ話で50年以上も記憶に残っている話って、いったいこの話以外に何があるだろうか？この話にはイマジネーションの素晴らしさという不滅のものがあるのだ。」アメリカでも、この話を消し去ることによってではなく「修正」することによって、この問題を解決しようとする方法が採られたということである。

【引用文献】

へれん・ばんなーまん(1953) (光吉夏弥訳) 『ちびくろ・さんぼ』岩波書店(1953年初版・1978年改訂版・1988年絶版)

エリザベス・ヘイ(1993) 『さよならサンボ』(ゆあさふみえ訳)平凡社

子どもの本の明日を考える会編(1990) 『「ちびくろ・さんぼ」はどこへいったの?』子どもの本の明日を考える会

径書房編(1990) 『「ちびくろサンボ」絶版を考える』径書房

Lester, J., & Pinkney, J. (1996) "Sam and The Tigers." Dial.

Luscombe, B. (1996) Same Story, New Attitude. "Time", vol.148(13), p.49.

Marcellino, F. (1996) "The Story of Little Babaji." Harper Collins.

守 一雄(1991) 『ちびくろ・さんぼ』信州大学教育学部紀要第73号

守 一雄(1994) 『ちびくろサンボ』と『チビクロさんぼ』 差別表現をもつ絵本とその改話 とのおもしろさの比較 『季刊窓』22 pp.41-53.

灘本昌久(1990)日本版サンボ・ストーリー(径書房(1990)pp.32-66所載)

難波博孝・今井美都子(1995)帝国の教具としてのSAMBO - - The Story of Little Black Samboの成立当時の「意味」 - - 『児童文学研究』 pp.32-44.

日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会関東地区小委員会編(1990)
『「ちびくるサンボ」問題を考える：シンポジウム記録』日本図書館協会

ジョン・B・ラッセル(1991)『日本人の黒人観』新評論

週刊文春編(1994)『徹底追及「言葉狩り」と差別』文藝春秋社

杉尾敏明・棚橋美代子(1990)『ちびくるサンボとピノキオ - 差別と表現・教育の自由 - 』青木書店

杉尾敏明・棚橋美代子(1992)『焼かれた「ちびくるサンボ」』青木書店

栖原 暁(1996)『アジア人留学生の壁』NHKブックス

東郷茂彦(1990)「ちびくるさんぼ」を、なぜ子供に読ませたくないか。(径書房(1990) pp.176-183所載)